



# 入居が決まったら

## 1 入居手続き

- ① 敷金は不要です。  
ただし、退去時には入居者のご負担により入居時の状態に戻していただきます。  
畳の表替え、ふすまの張替えは、入居の期間にかかわらず、必ず行っていただきます。  
このほか、共同生活において守っていただく事項についても、誓約書に記載されていますので、こちらをすべて遵守できる方のみ入居することができます。
- ② 連帯保証人は不要です。

## 2 入居される住宅の修繕の状況

募集する住宅は、新築住宅を除き前の入居者が退去した住宅(畳の表替え、ふすまの張替え、破損部分の修繕を退去者負担で実施)を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただくものです。新築のような(または新築のようにリフォームされた)状態ではありませんので、あらかじめご承知おきください。  
また、市営住宅は建築後、年数が経過している住宅が多く、一部修繕できない箇所もあります。

## 3 入居者による設備の設置と撤去

- ① 一部の住宅には、風呂釜・浴槽・湯沸かし器・給湯器等が設置されていません。  
また、すべての住宅でエアコン・ガスコンロ・照明器具が設置されていません。  
必要に応じて、入居者のご負担により設置してください。
- ② 退去時には原状回復していただくため、入居者が設置した設備については、撤去していただきます。その際の費用は入居者のご負担となりますので、ご承知おきください。

《お風呂設備の例》 ※風呂設備の設置費用はおおむね30~40万円程度かかります。



※お風呂設備がない浴室



※バランス釜設置後の浴室

## 4 入居後の注意事項

※申し込みにあたっての**承諾事項**とさせていただきます。

- ① 市営住宅内では、他の入居者との円満な共同生活を妨げるような行為は禁止しています。
- ② 市営住宅内では、犬・猫・鳥等の動物を持ち込むこと(預かること)、飼うこと、エサを与えることは禁止しています(盲導犬についてはご相談ください。)
- ③ 共用部分の清掃や除草等の維持管理は入居者で構成される自治会の負担で行います。入居した場合は自治会に加入し、活動への参加をお願いしています。
- ④ 市営住宅では、インターネットの設備は導入されておりませんが、ケーブルテレビ(ジェイコム湘南)が導入されており、ジェイコムとの個人契約(有料)によりインターネットの利用が可能です。また、新たに他社のインターネット設備を設置することはできません。
- ⑤ 市営住宅内に、自動車の駐車区画が確保されていて、かつ空き区画がある場合のみ、駐車場をご利用になれます。駐車場を使用できる自動車は、入居者が所有し、駐車区画に保管ができる規格(長さ5.0m、幅1.8m以下)のものとなります。駐車場があっても、空き区画のない団地に入居される場合は、民間の駐車場をご自分で確保してください。※団地内は、駐車指定場所以外は駐車禁止です。違法駐車や迷惑駐車は絶対にやめてください。
- ⑥ 入居後は、市営住宅の全世帯を対象に毎年収入調査を行います。その調査結果で翌年の家賃を決定しますので、収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅並の家賃負担となります。
- ⑦ 入居者(名義人)が死亡または離婚等により退去した後、名義を引き継ぐことができるのは、原則名義人と同居している配偶者と、条例に規定する3親等以内の親族のみです。
- ⑧ 不正の行為により入居したとき、家賃を3か月以上滞納したとき、住宅を故意にき損したとき、または無断で模様替えをしたとき等は、住宅の明渡しを請求することがあります。

## 5 共益費(条例により入居者の負担)について

市営住宅で生活するには、家賃以外に共益費を負担しなければなりません。

共益費は、入居者皆様のための設備や施設などの維持管理費で、一般の住宅においても当然個人が負担するものであり、共同で負担していただく重要な費用です。共益費は、団地自治会等が集め、支払い等の管理を行っています。なお、金額は団地によって異なります。

共益費の主な内容

- ・ エレベーター、集会所、給水ポンプ等の共用施設の維持管理費用、外灯、階段灯等の電気代、共用水栓の水道代
- ・ 掃除用具、共用備品、電球等の購入費
- ・ 台所、浴室、洗面、洗濯機の排水管清掃
- ・ その他必要な経費